

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）
の平成26年度フォローアップ結果（概要）」

平成26年8月
内閣官房行政改革推進本部事務局

政府は、昨年12月、独立行政法人改革の集大成として、独立行政法人の制度及び組織の見直しについて定めた「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を閣議決定
今般、各府省及び独立行政法人の取組状況を確認するため、閣議決定に基づき、初めてのフォローアップを実施
本年の通常国会において、独立行政法人通則法改正法が成立（6月）し、政省令の改正等の作業を進めるなど、各府省等において閣議決定に基づく取組を進めているところ

主な事項

閣議決定に盛り込まれた事項	現時点での措置又は検討状況
独立行政法人制度の見直し	
<p>1. <u>法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類</u> 法人を3種類（中期目標管理型、研究開発型、単年度管理型）に分類。</p>	<p>改正独法通則法で措置済み。 〔平成27年4月の施行に向け、政省令の改正等作業中。以下同じ。〕</p>
<p>2. <u>P D C Aサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築</u> 主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みに変更。 総務大臣は、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針を策定する。</p>	<p>改正独法通則法で措置済み。 本年9月上旬までに策定予定。</p>
<p>3. <u>法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入</u> 監事等の調査権限の明確化。 監事監査の指針や会計監査の指針、会計基準を見直す。 非公務員の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入。</p>	<p>改正独法通則法で措置済み。 本年度中に監査に係る指針や会計基準を改訂すべく、総務省の研究会等において具体的内容を検討中。 改正独法通則法で措置済み。</p>
<p>4. <u>財政規律、報酬・給与等の見直し、調達の合理化及び情報公開の充実</u> 経営努力の促進、中期目標期間をまたぐ繰越の弾力化、報酬・給与の柔軟な取扱い等に向けた取組、調達の合理化。</p>	<p>総務省通知の見直し等の取組を行っているところ。</p>

独立行政法人の組織等の見直し

組織統合・業務移管

【組織統合】

国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所

大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター

労働安全衛生総合研究所及び労働者健康福祉機構

種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所

水産大学校及び水産総合研究センター

交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人

海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所

航海訓練所及び海技教育機構

独立行政法人医薬基盤研究所法一部改正法が本年5月に成立。平成27年4月に統合予定。

平成28年4月の統合に向けて必要な法制上の措置が講ぜられることを目指す。

【業務移管】

森林保険特別会計を廃止し、森林保険業務を森林総合研究所に移管する。

医療分野の研究開発に係るファンディング機能等を日本医療研究開発機構に移管する。

森林国営保険法等一部改正法が本年4月に成立。平成27年4月に移管予定。独立行政法人日本医療研究開発機構法が本年5月に成立。平成27年4月に移管予定。

事務・事業の見直し等（夏までに結論を得ることとされた事項）

【国民生活センター】

相模原研修施設の再開について、夏までに結論を得る。

法整備等による研修需要の増大等を踏まえ、研修施設を再開することとした。

【国際交流基金、国際観光振興機構】

両法人の本部事務所を平成28年度末を目途に共用化することを目標とし、夏までにその具体的な工程表を策定する。

本年8月に共用化に向けた工程表を策定した。

【国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センター】

間接業務等を共同で実施すべく、具体的な方法等について法人間で検討を行い、夏までに結論を得て、順次実行に移す。

4法人による協議会を設置し、本年7月に物品の共同調達や職員研修の共同実施等の方針をとりまとめた。

【日本学生支援機構】

売却見込みの立っていない国際交流会館等の処理方針を検討し、夏までに結論を得る。

東京及び兵庫の会館は国際交流の拠点として活用することとし、他の4会館は引き続き売却を進めることとした。